

平成 21 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 **太洋物産株式会社**  
 代 表 者 名 代表取締役社長 柏 原 弘  
 (JASDAQ・コード9941)  
 問 合 せ 先 執行役員  
 役 職 ・ 氏 名 ジェネラルマネージャー 宮内 敏雄  
 電 話 (03) 5402-8181

### 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 10 日（火）開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 12 月 18 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）からこれに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行います。
- (2) 又、本変更に係る経過的な措置を定める附則を設けます。  
 （変更案附則第 1 条から第 2 条）

#### 2. 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>  <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項の各号に掲げる権利            (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項の各号に掲げる権利            (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及びこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及びこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p>
<p>第 13 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 44 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 当社は株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

### 3. 日 程

取締役会決議 平成 21 年 11 月 10 日 (火)  
株主総会開催日 平成 21 年 12 月 18 日 (金)

以 上